

平成26年（2014年）第4回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成26年12月1日（月曜日）

招集年月日 平成26年12月1日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年12月1日（月）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑 正量	16番	平野倅規

（うち遅刻議員）

12番 東 篤布

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	下田二一
会 計 管 理 者	脇 博彦	総 務 課 長	堀 秀俊
財 政 課 長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村吉伸
住 民 課 長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	植地俊文
水 道 課 長	久保健作	海山総合支所長	上村康二
教育委員長	森本鑛平	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也
監 査 委 員	松永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

第1 仮議席の指定

第2 発議第4号 議長の選挙

追加議事日程（第1号の1）

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 発議第5号 副議長の選挙

第6 発議第6号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

追加議事日程（第1号の2）

第7 行政報告

第8 発議第7号 常任委員会委員の選任について

第9 発議第8号 議会運営委員会委員の選任について

第10 発議第9号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

第11 発議第10号 紀北広域連合議会議員の選挙

第12 発議第11号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

第13 発議第12号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙

第14 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

第15 議案第63号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程（第1号の3）

第16 閉会中の継続調査申出書

会議録署名議員

1番 大西瑞香

2番 原 隆伸

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

谷 吉希議会議務局長

おはようございます。

議会議務局長の谷でございます。

本臨時会は、紀北町議会議員の一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

また、一般選挙後の初議会における議案提出者の出席要求については、地方自治法第121条の規定により、議長が行うことになっていることから、長からの付議事件がある場合であっても、臨時議長から町長はじめ説明員等の出席要請を行うことはできないとされております。町長並びに関係課長等の説明員の出席要請につきましては、議長、副議長の選挙を行ったのち、議長において出席要請を行うこととなります。したがって、追加が予定されております紀北町議会議事委員会条例の一部を改正する条例の審議終了までは議員のみとなりますのでご了承いただきたいと思っております。

それではここから、年長議員の奥村議員においてお願いしたいと思います。

奥村武生議員、議長席にお願いいたします。

奥村武生臨時議長

ただいま紹介されました奥村であります。

本日は、地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東 篤布君から遅刻のため、少し遅れるという連絡が入っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

ただいまから、平成26年第4回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、本日の臨時会においては、行政番組まちの話題の収録のため、Z T V及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、議事日程を朗読させます。

議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、議事日程を朗読いたします。

平成26年第4回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年12月1日月曜日 午前9時30分開議

第1 仮議席の指定

第2 発議第4号 議長の選挙

以上でございます。

奥村武生臨時議長

これより議事に入ります。

日程第1

奥村武生臨時議長

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2

奥村武生臨時議長

次に、日程第2 発議第4号 議長の選挙を行います。

改めて申し上げるまでもなく、議長の選挙につきましては、地方自治法第103条第1項の規定による選挙でありまして、同法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

それでは、議場の出入口を閉鎖します。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

奥村武生臨時議長

ただいまの出席議員は15名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に16番 平野倅規君、15番 中津畑 正量君の

ご兩名を指名します。

次に、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙の配付)

奥村武生臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

奥村武生臨時議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票の順序については、議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

奥村武生臨時議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

それでは、開票を行います。平野倭規君、中津畑君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

奥村武生臨時議長

平野倭規君、中津畑 正量君、どうもご苦労様でした。席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

東 清剛君 11票

中津畑 正量君 2票

平野隆久君 1票

瀧本 攻君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、東 清剛君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

奥村武生臨時議長

ただいま議長に当選されました東 清剛君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、東 清剛君、議長承諾につき、挨拶をお願いいたします。

東 清剛新議長

皆さん、おはようございます。ただいま、議員皆様のご厚情により議会議長の要職に選任いただきましたこと、身に余る光栄であり、その責任の重大さを痛感しているところでございます。議員の皆様のご指導、ご協力をいただき、中立、公平、公正な議会運営に尽くす所存でございます。

現在も当町には様々な課題がございます。議会の役割が大変重要であります。

議員定数も16名となり、議員一人ひとりの役割、責任も重くなっています。議会は言論の府であります。お互いの人格、名誉を尊重する真摯な議論により、執行機関と議会が一体となり、有効な政策を推進し、本町の発展と住民の福祉の向上、住み良い町づくりを目標に、町民の皆様信頼される議会をめざし議長の職責を務めてまいります。重ねて皆様のご指導、ご協力をお願いいたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

奥村武生臨時議長

以上をもちまして、新議長と交替いたします。どうもご協力ありがとうございました。

奥村武生臨時議長

ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時 43分)

東 清剛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 00分)

東 清剛議長

本日の臨時会招集のため、あらかじめ告示に付議された事件は、議長・副議長の選挙と、紀北町監査委員の選任同意事件の3件となっておりますが、議会内部の案件である委員会条例の改正、常任委員会・議会運営委員会の選任、一部事務組合議員選挙等は、急施事件でなくとも、告示する必要がなく、臨時会の会議に付議することができるかとされていることから、このあと日程に追加してまいりたいと考えております。

なお、常任委員・議会運営委員の選任については、委員会条例を改正する必要があることから、まず委員会条例の改正議案を議決いただき、公布を行ったあとでなければ選任することができないため、日程を分けて運営を行ってまいりたいと考えておりますので、ご了承ください。お諮りします。

ただいま、お手元に配付しました日程第1から日程第6までを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、この6件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、追加日程の朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、追加日程にしたがい議事に入ります。

追加日程第1

東 清剛議長

追加日程第1 議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまの議席のとおり指定いたします。

追加日程第2

東 清剛議長

次に、追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

1番 大西瑞香君

2番 原 隆伸君

のご両名を指名いたします。

追加日程第3

東 清剛議長

次に、追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

追加日程第4

東 清剛議長

次に、追加日程第4 諸般の報告を行います。

まず、本臨時会に付議された案件、あるいは追加が予定される案件は、議長の選挙から監査委員の選任同意の事件までの11件の予定であり、そのうち議長の選挙については、すでに処理されております。

次に、地方自治法第235条2第3項の規定により、例月出納検査について、平成26年度普通会計の10月分と平成26年度水道事業会計の10月分について、同条第3項の規定により、監査委員から報告を受けております。報告書は議員図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、議会推薦の農業委員についてであります。現委員の川端龍雄君と入江康仁君のご両名から、紀北町農業委員会会長宛てに11月30日をもって辞職したい旨の願いが提出されたこと

により、同会長から新たに議会推薦の農業委員の依頼を受けております。したがって、本日、改めて議会推薦の委員を選出することとなりますので、よろしくお願いいたします。

また、議員の任期満了により、一部事務組合の議会の議員については、11月30日をもってそれぞれ失職の形となっております。欠員が生じたことにより、各組合から組合議会議員の選出についての依頼を受けておりますので、本日、組合議会議員の選出を行っていただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

追加日程第5

東 清剛議長

次に、追加日程第5 発議第5号 副議長の選挙を行います。

副議長の選挙についても、議長の選挙同様に地方自治法第103条第1項の規定による選挙でありまして、同法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法の一部の条項について適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

それでは、議場の出入口を閉鎖します。

(議 場 の 閉 鎖)

東 清剛議長

ただいまの出席議員は16名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、14番 平野隆久君、12番 東 篤布君のご両名を指名いたします。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

(投 票 用 紙 の 配 付)

東 清剛議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

東 清剛議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票の順序については、議席番号1番の議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

東 清剛議長

投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。

それでは開票を行います。

平野隆久君、東 篤布君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

東 清剛議長

平野隆久君、東 篤布君、どうもご苦労様でございました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票、ございません。

有効投票のうち、

太田哲生君 13票

近澤チヅル君 2票

奥村武生君 1票です。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、太田哲生君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

東 清剛議長

ただいま、副議長に当選されました太田哲生君が議場におられます。会議規則第33条第2項

の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、太田哲生君、副議長承諾につき、ご挨拶をお願いいたします。

太田哲生君。

太田哲生副議長

副議長就任の挨拶をさせていただきます。

先ほどの選挙で副議長の使命を受けました太田でございます。

紀北町におきましては、地震、津波、少子高齢化、人口の減少など、課題が山積しております。そして、地方分権が進んでまいります。これらのことに対処するため、議会の果たす役割は重要となってまいります。これからの議会活動におきまして、議長を補佐し、議会の活動の充実と活性化に全力を尽くしますので、よろしくお願いいたします。

また、紀北町の発展に全力を尽くします。以上でございます。

東 清剛議長

太田哲生君、副議長の職務について、よろしくお願い申し上げます。

追加日程第6

東 清剛議長

次に、追加日程第6 発議第6号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者より提案の趣旨説明を求めます。

家崎仁行君。

9番 家崎仁行議員

皆さん、おはようございます。それでは、紀北町議会委員会条例の一部改正についての提案理由、趣旨説明をいたします。

発議第6号につきまして、議案の提出者は、私、家崎仁行と平野倭規君、玉津 充君であります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由といたしましては、紀北町議会議員の一般選挙におきまして、議員定数が16人と減少したことに伴い、委員会構成を見直し、能率的で円滑な委員会運営に資することを目的とす

るものであります。

市町村合併により、三重県下におきまして、大半の町村が2常任委員会制をとっております。紀北町議会といたしまして、議員定数を16人に削減したことにより、執行機関側から提案のあった案件につきまして、それぞれの委員会に分担させ、より専門的な密度の濃い審査を行うことが大切であると判断いたしました。

第2条では、総務財政常任委員会の6人を総務産業常任委員会とし、8人に。総務財政常任委員会と産業建設常任委員会の水道に関する事務以外を所管とし、教育民生常任委員会6人を8人に改め、これまで産業建設常任委員会の所管の水道に関する事務を教育民生常任委員会に加え、産業建設常任委員会を削ると改めたものであります。

また、第7条につきましては、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置について、委員の定数を10人から7人に改めるものであります。

附則であります。この条例は、平成26年12月1日から施行するものであります。

以上が、発議第6号の説明であります。新旧対照表等も付けさせていただいておりますので、下線部分が今回改める部分でありますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、発議第6号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨並びに内容説明を終わります。どうか慎重審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

東 清剛議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第6 発議第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東 清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま、紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例が可決されたことによりまして、次の日程を議題とするにあたり、公布の手續きが必要となりますので、その手續きを行うとともに、本日、付議事件とされております、長提出案件の説明のため、執行機関に対し出席の要請を行いたいと思いますので、ここで10時35分まで休憩いたします。

東 清剛議長

暫時休憩といたします。

(午前 10時 17分)

東 清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

東 清剛議長

ただいまより、全員協議会で常任委員、議会運営委員会の選任を行うため、暫時休憩いたします。

(午前 10時 35分)

東 清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 30分)

東 清剛議長

報告を申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出案件の説明のため出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、森本教育委員長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告申し上げます。

東 清剛議長

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました、日程第7から日程第15までを日程に追加し、追加日程として議題とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、この9件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、追加日程の朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

追加日程第7

東 清剛議長

追加日程第7 行政報告について町長より申し出がありましたので許可することにいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

皆様には、11月9日に執行されました、紀北町議会議員選挙におきまして、町民の皆様のご信頼とご負託をお受けになり、めでたく当選の栄に浴されましたこと、ここに改めて心からお祝いを申し上げます。これから、東 清剛議長、太田哲生副議長をはじめ、議員の皆様方のご理解とご協力を得ながら、全力を挙げて紀北町を発展させるため邁進していきたいと考えておりますので、何とぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本議会臨時会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。報告につきましては、公金支出差止等請求控訴事件についてでございます。

紀北町立紀北中学校改築事業に係る、平成26年（行コ）第47号公金支出差止等請求控訴事件

につきまして、平成26年11月27日、午後4時、名古屋高等裁判所で判決の言渡しが行われました。

判決では、本町の主張が認められ、支出に違法性はなく、控訴人らの請求を棄却するという判決であり、適切な判決であると考えます。

これまで本件裁判につきましては、被控訴人代理人と十分協議の上、本町といたしましても必要な主張を行ってまいりましたが、議員の皆様方におかれましても、ご心配をおかけし、いろいろなご指導を賜りましたことを深く御礼申し上げます。

なお、新しく議員になられた皆様方には、判決文を本日お配りさせていただきます。

以上ご報告いたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

追加日程第8

東 清剛議長

次に、追加日程第8 発議第7号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

追加日程第9

東 清剛議長

次に、追加日程第9 発議第8号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長の互選を行っていただきたいと思いますが、正副委員長がともにいませんので、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、議長が委員会を招集することにいたします。

なお、委員長が互選されましたら、委員長が招集する委員会に切り替えていただき、委員長において副委員長の互選を行っていただくようお願いいたします。

東 清剛議長

ここで暫時休憩いたします。

(午前 11時 35分)

東 清剛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東 清剛議長

ただいま各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

総務産業常任委員長 玉津 充 君

副 委 員 長 樋 口 泰 生 君

教育民生常任委員長 家 崎 仁 行 君

副 委 員 長 近 澤 チ ズ ル 君

議 会 運 営 委 員 長 平 野 隆 久 君

副 委 員 長 樋 口 泰 生 君

以上のとおりであります。

追加日程第10～追加日程第14

東 清剛議長

次に、追加日程第10 発議第9号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

追加日程第11 発議第10号 紀北広域連合議会議員の選挙

追加日程第12 発議第11号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第13 発議第12号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙

の4件については、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、それぞれ組合議会議員については指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名いたします。

三重紀北消防組合議会議員に、玉津 充君、平野隆久君、平野倅規君と私の東 清剛です。

紀北広域連合議会議員に、樋口泰生君、近澤チヅル君、家崎仁行君、玉津 充君、奥村武生君と私でございます。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、原 隆伸君、玉津 充君の2人。

荷坂やすらぎ苑組合議会議員に、大西瑞香君、奥村 仁君、入江康仁君、家崎仁行君、中津畑 正量君の5名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した被選挙人を、それぞれの組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました被選挙人が、それぞれの組合議会議員に当選されました。

当選されました議員全員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第14

東 清剛議長

次に、追加日程第14 推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については、選挙によることとし、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は選挙によることとし、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。

それでは、議会推薦の農業委員は2人とし、入江康仁君と玉津 充君のご両名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した2人を議会推薦の農業委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、ただいま議長が指名した、入江康仁君、玉津充君のご両名を推薦することに決定しました。

追加日程第15

東 清剛議長

次に、追加日程第15 議案第63号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、瀧本 攻君の退場を求めます。

(瀧本 攻 議員：退場)

東 清剛議長

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、さっそくですが、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第63号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。監査委員の任期につきましては、地方自治法第197条の規定により、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によるところとされております。前任者におきましては、昨日の11月30日で任期満了となり、監査委員の身分を失っていることから、新たに議長からご推薦いただきました、瀧本 攻氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

以上が、本日、提案いたしました人事案件でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

東 清剛議長

以上で、説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東 清剛議長

以上で、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第15 議案第63号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東 清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

瀧本 攻君の除斥を解きます。

(瀧 本 攻 議 員 : 入 場)

東 清剛議長

瀧本 攻君、ただいま監査委員の選任について同意がなされました。

監査委員の挨拶をお願いいたします。

6番 瀧本 攻議員

皆様のご賛同をいただきまして、監査委員を拝命いたしました瀧本でございます。いろいろ大変な時期でございますけれども、執行部の監査の松永さんとともに、公平、公正にですね、また予算が使われているかどうかという点についても、吟味しながら、自分の能力を最大限に生かして監査を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

東 清剛議長

ありがとうございました。

次に、議会運営委員長から議案が提出されておりますので、配付いたします。

東 清剛議長

この場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 09分)

東 清剛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 11分)

東 清剛議長

お諮りします。

この案件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、この案件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第16

東 清剛議長

追加日程第16 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、平成27年11月30日までを期限とし、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会の所管のうち、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

東 清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで本日の会議を閉じます。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

大変不慣れなため、いろいろご迷惑をおかけいたしましたことと思います。議員皆様のご協力を賜り、無事に閉会の宣言を行うことができましたことを、心より御礼申し上げます。

さて、紀北町は来年で10周年を迎えることとなります。大変厳しい社会情勢の中、紀北町議会の緊急の課題として、議会改革の推進と効率的な行財政の運営があげられるのではないかと思われます。

いずれも大変なことではありますが、議長として皆様とともに積極的に取り組んでいきたいと思っています。

12月定例会が目の前に控えており、新しい議会の構成でスタートするわけでございますが、町長以下、職員の皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げて、閉会にあたってのご挨拶いたします。

東 清剛議長

それでは、これで平成26年第4回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時 12分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 &+ 年 ' 月 3 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会臨時議長 奥村武生

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸